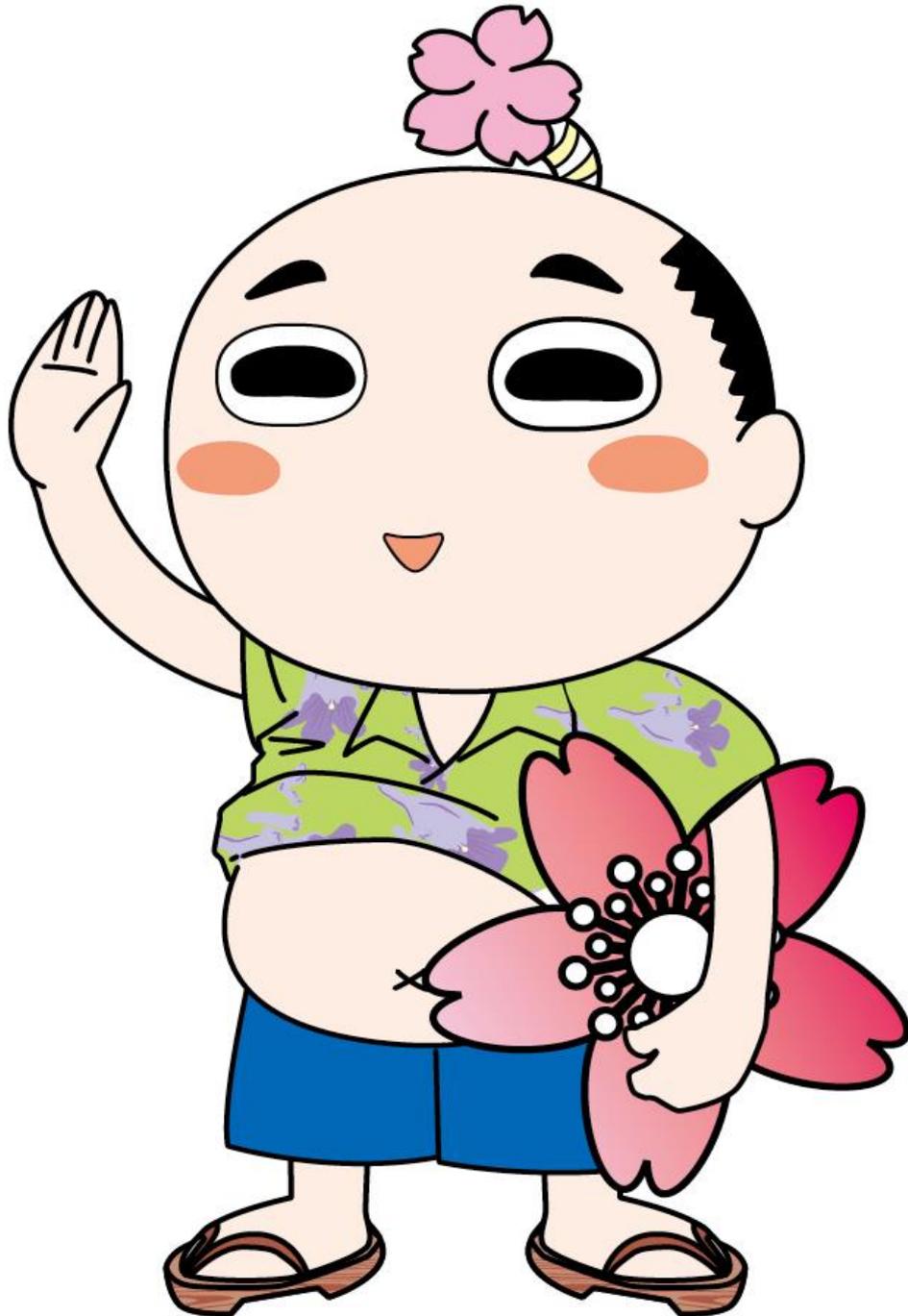


に ち な ん し し ょ う ふ く し
日南市障がい福祉
ガイドブック



に ち な ん し
日 南 市

に ち な ん し か ん こ う
日南市観光キャラクター
に ち な ん ち ゃ ん 様

【ご利用にあたって】

- このガイドブックは令和7年4月現在の内容で編集しています。
- 紙面の都合上、本文は簡略な説明になっていますので、詳しくは担当課などにお問い合わせください。
- 法律の改正などによって内容が変わることがあります。
- 「害」の表記は、人権を尊重する観点から「がい」とひらがな表記としています。ただし、次の場合は例外とし、従来の「害」の表示を用いています。
 - ① 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
 - ② 組織、関係団体、関係施設の名称



もくじ

〇 いろいろな事業所・団体などの紹介

1	市の機関	1
2	県の機関	1
3	保健所	1
4	県立こども療育センター	1
5	県税・総務事務所	1
6	日南市委託相談支援事業所	2
7	相談支援事業所	2
8	就労の相談を行う事業所	3
9	社会福祉協議会	3
10	各障がい者の団体など	3
11	障がい福祉サービス事業所一覧（地区別：順不同）	4～7
12	障がい福祉サービス事業所一覧（福祉サービス別：順不同）	8～12

A 3つの障がい者手帳について

1	身体障がい者手帳	13
2	療育手帳	14
3	精神障がい者保健福祉手帳	15

B 障がい者手帳を持つことで受けられる基本サービス

1	各種助成・割引・減免の制度	16～18
2	医療費の助成制度	19～21
3	その他の制度	22～23

C 福祉サービスのあれこれ

＜安全・安心に暮らせる地域づくり＞	24
＜自立に向けた福祉サービスとは？＞	
1 在宅や外出の応援をします	25
2 日中の応援（就労、生活訓練、預かり、お世話）をします	26
3 住まいの応援をします	27
4 暮らしの応援をします	27
＜福祉サービスが決まったら、福祉課に申請しましょう＞	
1 自立支援給付及び障害児通所支援の申請と利用者負担	28～30
2 地域生活支援事業の申請と利用者負担	31～32

D いろいろな年金・手当など

1 障害基礎年金	33
2 特別障害給付金	33
3 特別児童扶養手当	34
4 重度心身障がい児年金	35
5 特別障害者手当	35
6 障害児福祉手当	36
7 心身障害者扶養共済制度加入掛金の助成	36

E 各種資料

1 自動車税の減免の対象となる障がいの程度	37
2 おもいやり駐車場利用証の交付対象	38
3 日常生活用具（抜粋）	39～41
4 補装具（抜粋）	42

○ いろいろな事業所・団体などの紹介

1 市の機関

名称	所在地	連絡先
日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係	日南市中央通 1丁目1番地1	TEL 0987-31-1130 FAX 0987-31-0288
北郷町地域振興センター住民係	日南市北郷町郷之原乙2010番地1	TEL 0987-55-2111
南郷町地域振興センター住民係	日南市南郷町中村乙7051番地25	TEL 0987-64-1113
日南市子ども家庭センター (家庭児童相談員、母子・父子自立支援員)	日南市中央通 1丁目1番地1 (子ども課内)	TEL 0987-31-1174

2 県の機関

名称	所在地	連絡先
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	宮崎市橋通 東 2丁目10番1号	TEL 0985-26-7068 FAX 0985-26-7340
宮崎県中央福祉子どもセンター ※1	宮崎市霧島1丁目1番地2	TEL 0985-26-1551 FAX 0985-28-5894
宮崎県中央児童相談所 ※2		TEL 0985-26-1551 FAX 0985-28-5894
宮崎県身体障害者相談センター		TEL 0985-29-2556 FAX 0985-31-3553
宮崎県精神保健福祉センター		TEL 0985-27-5663 FAX 0985-27-5276

※1 宮崎県中央福祉子どもセンターは、18歳以上の知的障がい者の福祉に関し判定を行い、必要な指導を行います。

※2 宮崎県中央児童相談所は、障がいのあるなしに関わらず、児童の福祉に関するあらゆる問題について相談に応じるとともに、専門的調査・判定・指導を行います。

3 保健所

地域の保健について相談・指導にあたっています。

名称	所在地	連絡先
日南保健所	日南市吾田西 1丁目5番10号	TEL 0987-23-3141 FAX 0987-23-3014

4 県立子ども療育センター

児童福祉法に基づく障がい児療育の拠点施設として入所、通所の支援に取り組むとともに、医療法による小児整形外科病院としての機能を備えた施設です。整形外科、小児科的治療やリハビリテーション、生活指導を行いながら療育を支援します。

名称	所在地	連絡先
宮崎県立子ども療育センター	宮崎市清武町木原4257番地8	TEL 0985-85-6500 FAX 0985-85-6501

5 県税・総務事務所

名称	所在地	連絡先
日南県税・総務事務所	日南市戸高1丁目12番地1	TEL 0987-23-3771

6 日南市委託相談支援事業所

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び援助その他の障がい福祉サービスの利用支援など必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

名称	所在地	連絡先
相談支援事業所 「すみれ」	日南市中央通 1丁目1番地2 (日南市社会福祉協議会内)	TEL 0987-23-1191 FAX 0987-27-3533
そくだんサポートセンター なみ	日南市大字風田3585番地 (つよし学園内)	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5361
地域活動支援センター 「和み」 (地域活動支援センターⅠ型)	日南市大字風田3861番地 (谷口病院内)	TEL 0987-31-0567 FAX 0987-55-0177

7 相談支援事業所

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供及び援助を行い、障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画などの作成を行います。

名称	対象者	所在地	連絡先
相談支援事業所 「すみれ」	障がい者 障がい児	日南市中央通 1丁目1番地2 (日南市社会福祉協議会内)	TEL 0987-23-1191 FAX 0987-27-3533
相談支援事業所 つぼみ	障がい者 障がい児	日南市大字皇倉50番地 (NPO法人さんぼ内)	TEL 0987-27-3136 FAX 0987-27-3136
地域活動支援センター 「和み」 (地域活動支援センターⅠ型)	障がい者 障がい児	日南市大字風田3861番地 (谷口病院内)	TEL 0987-31-0567 FAX 0987-55-0177
そくだんサポートセンター なみ	障がい者 障がい児	日南市大字風田3585番地 (つよし学園内)	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5361
障がい者相談支援事業所 むすび	障がい者 障がい児	日南市大字戸高1056番地 (日中一時支援事業所のぞみ内)	TEL 0987-23-0077 FAX 0987-23-0077
相談サポートセンター 北郷の里	障がい者 障がい児	日南市北郷町大藤甲3655番地 (北郷荘内)	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122
愛泉会日南病院 特定相談支援事業所 うみがめ	重症心身障がい者 重症心身障がい児	日南市大字風田3649番地2	TEL 0987-23-3131 FAX 0987-23-8130
相談支援事業所 くるむ	障がい者 障がい児	日南市大字皇倉154番地3 (はぐるま工房内)	TEL 0987-27-3322 FAX 0987-27-3322
相談支援センター すまいるしーど	障がい者 障がい児	日南市油津1丁目4番21号 (NPO法人Happy Crayon内)	TEL 0987-55-5001 FAX 0987-55-5002
相談サポート アイユー	障がい者 障がい児	日南市若崎2丁目10-3-1 (ひなたカレッジ内)	TEL 0987-67-0399 FAX 0987-67-1082
相談支援事業所 エブリハート	障がい児	日南市吾田西3丁目9番28号 (学校法人吾田学園内)	TEL 0987-22-4567 FAX 0987-22-5515

8 就労の相談を行う事業所

名称	所在地	連絡先
にちなん障害者就業・生活支援センター	日南市中央通 2丁目5番地10	TEL 0987-22-2786 FAX
ハローワーク日南	日南市吾田西1丁目7番23号	TEL 0987-23-8609 FAX 0987-23-1292

9 社会福祉協議会

権利擁護事業、民生委員・児童委員、生活福祉資金貸付など各種福祉活動の窓口になっています。

名称	所在地	連絡先
日南市社会福祉協議会	日南本所	日南市中央通 1丁目1番地2 TEL 0987-23-1191 FAX 0987-27-3533
	北郷支所	日南市北郷町郷之原乙2006番地1 (北郷福祉センター内) TEL 0987-55-2161
	南郷支所	日南市南郷町中村乙7051番地171 (南郷健康福祉センター内) TEL 0987-64-3270

10 各障がい者の団体など

名称	所在地	連絡先
日南市身体障害者福祉協会 事務局【身体】	日南市中央通 1丁目1番地2 (ふれあい健やかセンター2階 憩いの間)	TEL 0987-22-2747
日南市手をつなぐ育成会 事務局【知的】		
あさがお会、つくし会【精神】		
やまびこ(音声)、かわせみ(点字) 【視覚】		
たんぼぼ(手話)、伝えの手(要約筆記) 【聴覚】		
宮崎県聴覚障害者協会 宮崎県立聴覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号	TEL 0985-38-8733 FAX 0985-29-2279
宮崎県手をつなぐ育成会 事務局	宮崎市原町2番22号 (宮崎県福祉総合センター内)	TEL 0985-29-2168

11 障がい福祉サービス事業所一覧（地区別：順不同）

おひちく
飫肥地区

事業所名	所在地	連絡先	福祉サービス名
つよし寮	日南市大字吉野方5655番地4	TEL 0987-25-3911 FAX 0987-25-9455	生活介護
			短期入所
			施設入所支援
Kurumu. (クルム)	日南市飫肥8丁目1番10-1号	TEL 0987-25-2566 FAX	就労継続支援A型
ひかる輝	日南市大字板敷858番地4	TEL 080-9543-1117	日中一時支援

あがたちく
吾田地区

事業所名	所在地	連絡先	福祉サービス名
SECOND (セコンド)	日南市星倉1丁目6番地5	TEL 0987-55-6650 FAX 0987-55-6651	自立訓練（生活訓練）
			就労継続支援B型
児童発達支援事業所 わくわく	日南市大字星倉50番地	TEL 0987-27-3136 FAX	障害児通所支援（児童発達支援）
			障害児通所支援（放課後等デイサービス）
			障害児通所支援（保育所等訪問支援）
ゆめや	日南市大字星倉154番地3	TEL 0987-23-1390 FAX	就労移行支援
			就労定着支援
カームハウス（ゆめや）	—	TEL 0987-23-1390 FAX	共同生活援助（グループホーム）
はぐるま工房	日南市大字星倉154番地3		就労継続支援B型
あしすと	日南市大字星倉154番地3	TEL 0987-27-3322 FAX	自立生活援助
サン・スマイル	日南市大字星倉2308番地	TEL 0987-25-9800 FAX 0987-25-5323	生活介護
			就労継続支援B型
さんさんほーむ1号館・2号館（サン・スマイル）	日南市大字星倉2824番地1		共同生活援助（グループホーム）
自助ホームていーだ（きりしま福祉会）	日南市大字星倉5979番地	TEL 0987-67-0597 FAX 0987-67-0573	共同生活援助（グループホーム）
児童発達支援事業所 いとよ	日南市大字星倉6583番地3	TEL 0987-25-3989 FAX 0987-55-0202	障害児通所支援（児童発達支援）
インフィニティマーリン	日南市中央通2丁目4番地10	TEL 0987-55-1550 FAX	就労移行支援

あがたちく
吾田地区

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
ひなこみち	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東7丁目 1番3号	TEL 0987-22-4411 FAX	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
ホーム浜風2号館 (つよし会)	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東1丁目 2番17号	TEL 0987-23-0899	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)
ホーム浜風3号館 (つよし会)	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東1丁目 2番12号	TEL 0987-23-7242	
はな 花みずき障害福祉サービス	にちなんしちゅうおうどおり ちょうめ 日南市中央通1丁目 4番地16	TEL 0987-23-8100 FAX 0987-23-8108	きよたくかいご 居宅介護
			じゅうどほうちんかいご 重度訪問介護
			どうこうえんご 同行援護
			いどうしえん 移動支援
のぞみ	にちなんしおおあさとだか 日南市大字戸高 1056番地	TEL 0987-23-0077	にっちゅういちじしえん 日中一時支援
モアナ	にちなんしにしへんぶん ちょうめ 日南市西弁分3丁目 1番1	TEL 0987-33-0049 FAX 0987-55-8229	しょうがいじつうしよしえん ほうかごとう 障害児通所支援(放課後等デイサービス)
しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ 就労継続支援事業所Ren	にちなんしおおあさひらの 日南市大字平野 1112番地8	TEL 0987-23-0134 FAX 0987-27-3755	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型
			しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
ウィズ・ユー日南	にちなんしなかみひらのちょうめ ばん 日南市上平野町2丁目4番 地3	TEL 0987-55-7933 FAX 0987-55-7934	しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん 障害児通所支援(児童発達支援)
			しょうがいじつうしよしえん ほうかごとう 障害児通所支援(放課後等デイサービス)
さんぽ ひまわり 向日葵	にちなんしなかみひらの ちょうめ 日南市中平野1丁目 7番地2	TEL 0987-23-5528 FAX 0987-27-3528	にっちゅういちじしえん 日中一時支援
			まいかつかいご 生活介護
じどうはったつしえんじぎょうしょ 児童発達支援事業所 エブリック	にちなんしあがたにし ちょうめ ばん 日南市吾田西3丁目9番 28号	TEL 0987-22-4567	しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん 障害児通所支援(児童発達支援)
			しょうがいじつうしよしえん ほうかごとう 障害児通所支援(放課後等デイサービス)

あぶらつちく
油津地区

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
じどうはったつしえん 児童発達支援センター Pastel(パステル) Crayon(クレヨン)	にちなんしあぶらつ ちょうめ 日南市油津1丁目 4番21号	TEL 0987-23-4215 FAX	しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん 障害児通所支援(児童発達支援)
			しょうがいじつうしよしえん ほうかごとう 障害児通所支援(放課後等デイサービス)
			しょうがいじつうしよしえん ほういしよとうほうちんしえん 障害児通所支援(保育所等訪問支援)
			にっちゅういちじしえん 日中一時支援
Honey Bee (ハニービー)	にちなんしうめがほま ちょうめ 日南市梅ヶ浜2丁目 1番35号	TEL 0987-55-0175	にっちゅういちじしえん 日中一時支援
ヒカリマーリン	にちなんしざいもくちょう ばん ちょう 日南市材木町2番22号	TEL 0987-55-7075 FAX	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型
			しゅうろうけいぞくしえん 就労移行支援
たきのうがたじぎょうしょ 多機能型事業所 ひなたかれっじ日南	にちなんしいわさき ちょうめ ばん 日南市岩崎2丁目10番3 -1号	TEL 0987-67-0399 FAX 0987-67-1082	しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん 障害児通所支援(児童発達支援) 障害児通所支援(放課後等デイサービス)

とうごうちく
東郷地区

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
かがやき	にちなんしおおあざまつなが 日南市大字松永 1784番地	TEL 0987-23-1127 FAX	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
おおぞら園	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 1025番地8	TEL 0987-23-7286 FAX 0987-23-7299	せいかつかいで 生活介護
			しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
にじ虹(おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 753番地1	TEL 0987-23-7285	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)
ほし星(おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 754番地	TEL 0987-23-7284	
ゆめ夢(おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 755番地2	TEL 0987-23-3482	
ひまわり	にちなんしおおあざひらやま 日南市大字平山 2247番地15	TEL 090-4992-4649	にっちゅういちじしえん 日中一時支援
つよし学園	にちなんしおおあざかせだ 日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337	せいかつかいで 生活介護
			たんきにゅうしょ 短期入所
			しせつにゅうしょしえん 施設入所支援
			にっちゅういちじしえん 日中一時支援
ホーム浜風1号館 (つよし会)	にちなんしおおあざひらやま 日南市大字平山 2054番地2	TEL 0987-23-9325	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)
つよしの家1~4号館 (つよし会)	にちなんしおおあざひらやま 日南市大字平山 2122番地	TEL 0987-23-1287	
つよし共働センター	にちなんしおおあざかせだ 日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-24-0400 FAX 0987-22-5524	せいかつかいで 生活介護
			しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
あいせんかいにちなんびょういん 愛泉会日南病院	にちなんしおおあざかせだ 日南市大字風田 3649番地2	TEL 0987-23-3131 FAX 0987-23-8130	りょうようかい 療養介護
			たんきにゅうしょ 短期入所
			にっちゅういちじしえん 日中一時支援
なご和み(谷口病院内)	にちなんしおおあざかせだ 日南市大字風田 3861番地	TEL 0987-31-0567 FAX 0987-55-0177	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター I 型
			じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)
エスプランサ (谷口病院内)	3861番地	TEL 0987-23-1331	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型

さかたにちく
酒谷地区

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
プラスケア心	にちなんしおおあざさかたにおつ 日南市大字酒谷乙7404 番地1	TEL 0987-25-3359 FAX 0987-27-3459	きょたくかい 居宅介護
			じゅうどほうもんかい 重度訪問介護
			どうこうえん 同行援護

きたごうちく
北郷地区

じぎょうしょめい 事業所名	しよざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
きたごうそう 北郷荘	にちなんしきたごうちようおおふじごう 日南市北郷町大藤甲 3655番地	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122	せいかつかいご 生活介護
			たんきにゅうしょ 短期入所
			しせつにゅうしょしえん 施設入所支援
			にっちゅうかちじしえん 日中一時支援
すぎ ゆ そう きたごうそう 杉の湯荘（北郷荘）	にちなんしきたごうちようおおふじごう 日南市北郷町大藤甲 2761番地	TEL 0987-21-7581	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム）
フクちゃん工房 こうぼう	にちなんしきたごうちようごうのはらおつ 日南市北郷町郷之原乙 2006番地1	TEL 0987-55-2719 FAX 0987-55-3829	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
さくらの里 さと	にちなんしきたごうちようごうのはらおつ 日南市北郷町郷之原乙 2009番地1	TEL 0987-55-4228 FAX	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型

なんごうちく
南郷地区

じぎょうしょめい 事業所名	しよざいち 所在地	れんらくさき 連絡先	ふくし 福祉サービス名
ひなたハウス (ひなたぼっこ)	にちなんしなんごうちよなかわらおつ 日南市南郷町中村乙 4891番地	TEL 0987-67-6287 FAX	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム）
ひなたぼっこ	にちなんしなんごうちよなかわらごう 日南市南郷町中村甲198 番地	TEL 0987-64-2265 FAX 0987-64-2132	ちいきかつどうしえん がた 地域活動支援センターⅢ型
は え おか 南風の丘	にちなんしなんごうちよなかわらごう 日南市南郷町中村甲 1068番地	TEL 0987-55-7750 FAX 0987-55-7752	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型
			しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
は え おかほうちんにゅうよく 南風の丘訪問入浴サービス じぎょうしょ 事業所	にちなんしなんごうちよなかわらごう 日南市南郷町中村甲 3528番地4	TEL 0987-55-5800 FAX 0987-55-0505	ほうちんにゅうよく 訪問入浴サービス
にちなんじぎょうしょ 日南事業所 basic（ベーシック）	にちなんしなんごうちよなかわらおつ 日南市南郷町中村乙 2482番地	TEL 0987-55-9005	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型
にこふる	にちなんしなんごうちよなかわらおつ 日南市南郷町中村乙 7051番地 7	TEL 0987-55-8310 FAX 0987-55-8311	しょうがいじつうしよしえん じどうはったつしえん 障害児通所支援（児童発達支援）
			しょうがいじつうしよしえん ほうかごとう 障害児通所支援（放課後等デイサービス）

12 しょうがいふくしサービスじぎょうしょいちらん（ふくしサービス別：順不同）

ふくしサービス名	じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	れんらくきき 連絡先
きよたくかいご 居宅介護	はな 花みずきしょうがいふくし サービス	にちなんしちゆうおうどおり ちょうめ 日南市中央通1丁目 ばんち 4番地16	TEL 0987-23-8100 FAX 0987-23-8108
	プラスケア心	にちなんし おおあざさかたにおつ 日南市大字酒谷乙7404 ばんち 番地1	TEL 0987-25-3359 FAX 0987-27-3459
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	はな 花みずきしょうがいふくし サービス	にちなんしちゆうおうどおり ちょうめ 日南市中央通1丁目 ばんち 4番地16	TEL 0987-23-8100 FAX 0987-23-8108
	プラスケア心	にちなんし おおあざさかたにおつ 日南市大字酒谷乙7404 ばんち 番地1	TEL 0987-25-3359 FAX 0987-27-3459
どうこうえんご 同行援護	はな 花みずきしょうがいふくし サービス	にちなんしちゆうおうどおり ちょうめ 日南市中央通1丁目 ばんち 4番地16	TEL 0987-23-8100 FAX 0987-23-8108
	プラスケア心	にちなんし おおあざさかたにおつ 日南市大字酒谷乙7404 ばんち 番地1	TEL 0987-25-3359 FAX 0987-27-3459
りょうようかいご 療養介護	あいせんかいにちなんびょういん 愛泉会日南病院	にちなんしおおあざかぜだ 日南市大字風田 ばんち 3649番地2	TEL 0987-23-3131 FAX 0987-23-8130
せいかつかいご 生活介護	つよし寮	にちなんしおおあざよしのかた 日南市大字吉野方 ばんち 5655番地4	TEL 0987-25-3911 FAX 0987-25-9455
	サン・スマイル	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 ばんち 2308番地	TEL 0987-25-9800 FAX 0987-25-5323
	ひまわり 向日葵	にちなんしなかひらの ちょうめ 日南市中平野1丁目 ばんち 7番地2	TEL 0987-23-5528 FAX 0987-27-3528
	おおぞら園	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 ばんち 1025番地8	TEL 0987-23-7286 FAX 0987-23-7299
	つよし学園	にちなんしおおあざかぜだ 日南市大字風田 ばんち 3585番地	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337
	つよし共働センター	にちなんしおおあざかぜだ 日南市大字風田 ばんち 3585番地	TEL 0987-24-0400 FAX 0987-22-5524
	きたごうそう 北郷荘	にちなんしきたごうちょうおおふじこう 日南市北郷町大藤甲 ばんち 3655番地	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122

福祉サービス名	事業所名	所在地	連絡先
短期入所 (ショートステイ)	つよし寮	日南市大字吉野方 5655番地4	TEL 0987-25-3911 FAX 0987-25-9455
	つよし学園	日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337
	あいせんかいにちなんびょういん 愛泉会日南病院	日南市大字風田 3649番地2	TEL 0987-23-3131 FAX 0987-23-8130
	きたごうそう 北郷荘	日南市北郷町大藤甲 3655番地	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122
施設入所支援	つよし寮	日南市大字吉野方 5655番地4	TEL 0987-25-3911 FAX 0987-25-9455
	つよし学園	日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337
	きたごうそう 北郷荘	日南市北郷町大藤甲 3655番地	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122
自立訓練 (生活訓練)	SECOND (セコンド)	日南市星倉1丁目 6番地5	TEL 0987-55-6650 FAX 0987-55-6651
	エスペランサ (谷口病院内)	日南市大字風田 3861番地	TEL 0987-23-1331
就労移行支援	ゆめや	日南市大字星倉 154番地3	TEL FAX 0987-23-1390
	インフィニティマーリン	日南市中央通2丁目 4番地10	TEL FAX 0987-55-1550
	ヒカリマーリン	日南市材木町2-22	TEL FAX 0987-55-7075
就労継続支援A型	Kurumu. (クルム)	日南市鉄肥8丁目 1番10-1号	TEL FAX 0987-25-2566
	就労継続支援事業所 Ren	日南市大字平野 1112番地8	TEL 0987-23-0134 FAX 0987-27-3735
	南風の丘	日南市南郷町中村甲 1068番地	TEL 0987-55-7750 FAX 0987-55-7752
	日南事業所 basic (ベーシック)	日南市南郷町中村乙 2482番地	TEL 0987-55-9005
	ヒカリマーリン	日南市材木町2番22号	TEL FAX 0987-55-7075

福祉サービス名	事業所名	所在地	連絡先
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	SECOND (セコンド)	にちなんしほしくら ちょうめ 日南市星倉1丁目 6番地5	TEL 0987-55-6650 FAX 0987-55-6651
	はぐるま工房	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 154番地3	TEL 0987-23-1390 FAX
	サン・スマイル	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 2308番地	TEL 0987-25-9800 FAX 0987-25-5323
	ひなこみち	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東7丁目 1番3号	TEL 0987-22-4411 FAX
	かがやき	にちなんしおおあざまつなが 日南市大字松永 1784番地	TEL 0987-23-1127 FAX
	おおぞら園	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 1025番地8	TEL 0987-23-7286 FAX 0987-23-7299
	つよし共働センター	にちなんしおおあざかぜだ 日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-24-0400 FAX 0987-22-5524
	エスペランサ (谷口病院内)	にちなんしおおあざかぜだ 日南市大字風田 3861番地	TEL 0987-23-1331
	フクちゃん工房	にちなんしきたごうちょうごうのほらおつ 日南市北郷町郷之原乙 2006番地1	TEL 0987-55-2719 FAX 0987-55-3829
	さくらの里	にちなんしきたごうちょうごうのほらおつ 日南市北郷町郷之原乙 2009番地1	TEL 0987-55-4228 FAX
	はえおか 南風の丘	にちなんしなんごうちょうなかむらこう 日南市南郷町中村甲 1068番地	TEL 0987-55-7750 FAX 0987-55-7752
しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしよ 就労継続支援事業所 Ren	にちなんしおおあざひらの 日南市大字平野 1112番地8	TEL 0987-23-0134 FAX 0987-27-3735	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 154番地3	TEL 0987-23-1390 FAX	
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 154番地3	TEL 0987-27-3322 FAX	
いどうしえん 移動支援	はな しゅうがいふくし 花みずき障害福祉 サービス 日南市中央通1丁目 4番地16	TEL 0987-23-8100 FAX 0987-23-8108	
ほうちんにゆうよく 訪問入浴サービス	はえおかほうちんにゆうよく 南風の丘訪問入浴 サービス事業所 日南市南郷町中村甲 3528番地4	TEL 0987-55-5800 FAX 0987-55-0505	

福祉サービス名 ふくし 福祉サービス名	事業所名 じぎょうしょめい 事業所名	所在地 しょざいち 所在地	連絡先 れんらくきき 連絡先
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	カームハウス (ゆめや)	—	TEL 0987-23-1390 FAX
	さんさんほ一む1号館、2号館 (サン・スマイル)	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 2824番地1	TEL 0987-25-9800 FAX 0987-25-5323
	自助ホーム ていーだ (きりしま福祉会)	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 5979番地	TEL 0987-67-0597 FAX 0987-67-0573
	にじ虹 (おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 753番地1	TEL 0987-23-7285
	ほし星 (おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 754番地	TEL 0987-23-7284
	ゆめ夢 (おおぞら園)	にちなんしおおあざますやす 日南市大字益安 755番地2	TEL 0987-23-3482
	ホーム浜風1号館 (つよし会)	にちなんしおおあざひらやま 日南市大字平山 2054番地2	TEL 0987-23-9325
	ホーム浜風2号館 (つよし会)	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東1丁目 2番17号	TEL 0987-23-0899
	ホーム浜風3号館 (つよし会)	にちなんしあがたひがし ちょうめ 日南市吾田東1丁目 2番12号	TEL 0987-23-7242
	つよしの家1~4号館 (つよし会)	にちなんしおおあざひらやま 日南市大字平山 2122番地	TEL 0987-23-1287
	すぎゆそう きたごうそう 杉の湯荘 (北郷荘)	にちなんしきたごうちょうおおふじごう 日南市北郷町大藤甲 2761番地	TEL 0987-21-7581 FAX 0987-55-3122
	ひなたハウス (ひなたぼっこ)	にちなんしなんごうちょうあかむらおつ 日南市南郷町中村乙 4891番地	TEL 0987-67-6287 FAX
	しょうがいじつうしょえん 障害児通所支援	じどうはつたつしえんじぎょうしょ 児童発達支援事業所わくわく (児童発達支援) (放課後等サービス) (保育所等訪問支援)	にちなんしおおあざほしくら 日南市大字星倉 50番地
児童発達支援事業所 いいとよ (児童発達支援)		にちなんし おおあざほしくら 日南市大字星倉 6583番地3	TEL 0987-25-3989 FAX 0987-55-0202
じどうはつたつしえん じぎょうしょ 児童発達支援事業所 エブリック (児童発達支援) (放課後等サービス)		にちなんしあがたにし ちょうめ 日南市吾田西3丁目 9番28号	TEL 0987-22-4567 FAX 0987-22-5515
モアナ (放課後等 サービス)		にちなんしにしべんびん ちょうめ 日南市西弁分3丁目 1番1	TEL 0987-33-0049 FAX 0987-55-8229

福祉サービス名	事業所名	所在地	連絡先
障害児通所支援	ウィズ・ユーン (児童発達支援) (放課後等デイサービス)	日南市上平野町2丁目 4番地3	TEL 0987-55-7933 FAX 0987-55-7934
	ひなたかれっじ (児童発達支援) (放課後等デイサービス)	日南市岩崎2丁目 10番3-1号	TEL 0987-67-0399 FAX 0987-67-1082
	児童発達支援センターPastel(パステル) (児童発達支援) (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援)	日南市油津1丁目 4番21号	TEL 0987-23-4215 FAX 0987-23-4215
	にこふる (児童発達支援) (放課後等デイサービス)	日南市南郷町中村乙 7051番地7	TEL 0987-55-8310 FAX 0987-55-8311
地域活動支援センターⅠ型	和み(谷口病院内)	日南市大字風田 3861番地	TEL 0987-31-0567 FAX 0987-55-0177
地域活動支援センターⅢ型	ひなたぼっこ	日南市南郷町中村甲 198番地	TEL 0987-64-2265 FAX 0987-64-2131
日中一時支援	のぞみ	日南市大字戸高 1056番地	TEL 0987-23-0077
	さんぼ	日南市中平野1丁目 7番地2	TEL 0987-23-5528 FAX 0987-27-3528
	Crayon(クレヨン)	日南市油津1丁目 4番21号	TEL 0987-23-4215 FAX 0987-23-4215
	Honey Bee(ハニービー)	日南市梅ヶ浜2丁目 1番35号	TEL 0987-55-0175
	ひまわり	日南市大字平山 2247番地15	TEL 090-4992-4649
	つよし学園	日南市大字風田 3585番地	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337
	愛泉会日南病院	日南市大字風田 3649番地2	TEL 0987-23-3131 FAX 0987-23-8130
	北郷荘	日南市北郷町大藤甲 3655番地	TEL 0987-55-3322 FAX 0987-55-3122
	ひかる輝	日南市大字板敷 858番地4	TEL 080-9543-1117

A 3つの障害者手帳について

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係 北郷町地域振興センター住民係 南郷町地域振興センター住民係
 ☎0987-31-1130 ☎0987-55-2111 ☎0987-64-1113

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、申請にもとづき障がいの種類・等級に該当すると認められた場合に、県知事から交付される手帳です。
 この手帳を取得することで、各種の福祉サービスを受けることができます。

◎申請に必要なもの

- (1) 写真（サイズ：「たて4cm×よこ3cm」 上半身、脱帽、正面、1年以内に撮影したもの）
- (2) 診断書
 診断書の様式は、福祉課にあります。障がいの種類によって、様式は異なります。
 診断書は、都道府県知事による指定を受けた医師（15条指定医師）により作成されたもの以外は無効です。
- (3) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- (4) 個人番号（マイナンバー）

～手帳交付までの流れ～

- ① 申請書類を福祉課に提出。
- ② 申請書類は、宮崎県身体障害者相談センターで審査されます。
 ※非該当になる場合もあります。手帳交付までには2～3か月程度かかります。診断書に疑義があった場合は諮問機関に諮られるため、さらに時間を要します。
- ③ 審査結果をもとに、宮崎県身体障害者相談センターから手帳が届きます。
- ④ 福祉課から申請者に受取日の案内文書を送付し、交付します。
 ※手帳交付は、原則として申請窓口での受け取りになります。

手続き		手続きに必要なもの				
		申請書	写真	診断書	手帳	印鑑
新規申請	初めて手帳を申請するとき	○	○	○	—	代理人が申請する場合
再交付	障がいの 変更	○	○	○	○	
	再認定	○	○	○	○	
	紛失・破損	○	○	—	○（破損）	
	その他	○	○	—	○	
変更	氏名変更	○	—	—	○	
	居住地変更	○	—	—	○	
返還	死亡、身体障害者手帳の程度に該当しなくなったときなど	○	○（一部返還）	—	○	

2 療育手帳

何らかの原因で知的な障がいが見えた方が、申請手続きを行い、判定を受けた結果該当すると認められた場合に交付される手帳です。

この手帳を取得することで各種の福祉サービスを受けることができます。

◎申請に必要なもの

- (1) 写真（サイズ：「たて4cm×よこ3cm」 上半身、脱帽、正面、1年以内に撮影したもの）
- (2) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- (3) 個人番号（マイナンバー）

★重要★ 申請しても、判定を受けていないと手帳は交付されません。

～手帳交付までの流れ～

- ① 判定又は再判定の予約をします。
- ② 判定を受けます。※非該当になる場合もあります。
- ③ 申請書類を福祉課に提出。→【新規申請】判定の日以降に申請
→【再判定申請】判定の日以前に申請
- ④ 申請書類は県へ送付。※手帳交付までには1～2か月程度かかります。
- ⑤ 判定結果をもとに県から福祉課に手帳が届きます。
- ⑥ 福祉課から申請者に受取日の案内文書を送付し、交付します。
※手帳交付は、原則として申請窓口での受け取りになります。

<再判定について>

再判定が必要な方は、手帳に「次回判定」が記載されています。
再判定の申請は、再判定日の1週間前から前日までに行ってください。

判定、再判定の予約をるところ

みやざきけんちゅうおうふくし 宮崎県中央福祉こどもセンター	みやざきしきりしま ちやうめ ばんち 宮崎市霧島1丁目1番地2	TEL 0985-26-1551
にちなんしけんこうふくしふくし課障がい福祉係 ※巡回相談のみ	にちなんしちゅうおうどおり ちやうめ ばんち 日南市中央通1丁目1番地1	TEL 0987-31-1130

手続き		手続きに必要なもの			
		申請書	写真	手帳	印鑑
新規申請	初めて手帳を申請するとき	○	○	—	代理人が申請する場合
再判定申請	障がいの程度の再判定を受けようとするとき	○	○	○	
再交付	紛失・破損	○	○	○ (破損)	
	その他	○	○	○	
変更	氏名変更	○	—	○	
	居住地変更	○	—	○	
返還	死亡、療育手帳の程度に該当しなくなったときなど	○	—	○	

3 精神障害者

保健福祉手帳

精神疾患のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方が申請によって該当すると認められた場合に、自立と社会復帰・社会参加のために交付される手帳です。

この手帳を取得することで各種の福祉サービスを受けることができます。

◎申請に必要なもの

- (1) 写真（サイズ：「たて4cm×よこ3cm」 上半身、脱帽、正面、1年以内に撮影したもの）
- (2) 診断書又は年金証書
精神障がい事由とした障害年金を受給していない場合は、診断書（手帳申請用）。
精神障がい事由とした障害年金を受給している場合は同意書（証書などの写しを求めると場合があります）。
- (3) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合、年金証書で申請する場合
- (4) 個人番号（マイナンバー）

～手帳交付までの流れ～

- ①申請書類を福祉課に提出。
- ②申請書類は、宮崎県精神保健福祉センターで審査されます。
※非該当になる場合もあります。手帳交付までには2～3か月程度かかります。
- ③審査結果をもとに宮崎県精神保健福祉センターから手帳が届きます。
- ④福祉課から申請者に案内文書を送付し、交付します。
※手帳交付は、原則として申請窓口での受け取りになります。

手続き		手続きに必要なもの				
		申請書	写真	診断書 年金証書など	手帳	印鑑
新規申請	初めて手帳を申請するとき	○	○	○（どちらか）	—	代理人又は年金証書で申請する場合
更新	有効期限の更新をするとき	○	※	○（どちらか）	○	
再交付	等級変更	○	○	○	○	
	紛失・破損	○	○	—	○ (破損)	
変更	氏名変更	○	—	—	○	
	居住地変更	○	—	—	○	
返還	死亡、手帳の程度に該当しなくなったときなど	○	—	—	○	

※有効期限内の更新の場合は、写真は不要です。

有効期限が切れてからの更新は写真が必要です。

B 障害者手帳を持つことで受けられる基本サービス

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係 北郷町地域振興センター住民係 南郷町地域振興センター住民係
 ☎0987-31-1130 ☎0987-55-2111 ☎0987-64-1113

1 各種助成・割引・減免の制度

(1) 公共交通機関の運賃などの割引

ご利用の際に手帳をご提示ください。

	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第2種
対象	身体障害者手帳 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳 療育手帳B-1、2 精神障害者保健福祉手帳2、3級
宮崎交通	<ul style="list-style-type: none"> 本人半額 介護者が同伴する場合は、介護者と本人が半額 (高速バス等については、直接お問い合わせください) 	本人半額 (高速バス等については、直接お問い合わせください)
JR	<ul style="list-style-type: none"> 本人が片道101km以上利用する場合は半額 介護者が同伴する場合は、距離に制限なく半額 	本人が片道101km以上利用する場合は半額
国内航空	本人と介護者が割引(各航空会社によって異なります) ※ほかの割引との併用はできません。	
タクシー	メーター額から1割引	

★注意★ 介護者が半額になるのは、介護付シール(黄色)が貼ってある場合に限りです。



(2) 税の控除

職場の年末調整、市や税務署での申告の際にご利用ください。

ご利用の際に手帳をご提示ください。

対象	普通障がい		特別障がい	
	所得税27万円	市県民税26万円	所得税40万円	市県民税30万円
身体障がい者	3級以下		1級又は2級	
知的障がい者	B-1、B-2		A	
精神障がい者	2級以下		1級	

(3) タクシー料金の助成（金券の給付）

◎申請に必要なもの ①障害者手帳 ②印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合

対象	内容
ア 身体障害者手帳 1級、2級 イ 療育手帳 A ウ 精神障害者保健福祉手帳 1級	タクシー利用券（530円分/1枚） ※6か月分18枚を、半年に一度交付します。

★注意★ タクシー利用の際に身体障害者手帳を提示し、利用券を運転者に渡してください。
本人乗車時のみ使用できます。他人に譲渡することはできません。
1乗車につき複数枚利用することができますが、請求額を超える金券のご利用はできません。

利用できるタクシー会社名

【日南地区】宮交タクシー、南光タクシー、宮崎第一交通、美登タクシー、介護タクシーあい、福祉タクシーふじ、プラスケア心、介護タクシーパーフェクトサポート、二代目金丸産業
【串間地区】宮交タクシー、宮児タクシー、介護タクシー絆

(4) 有料道路の通行料金半額割引

◎申請に必要なもの ①身体障害者手帳又は療育手帳
②自動車検査証等（※自動車登録不要の方は、必要ありません）
③運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）
④ETCカード（障がい者本人名義のもの） ※ETCを利用する場合のみ
⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※ETCを利用する場合のみ

対象	内容
身体障害者手帳 療育手帳A	第1種 本人運転又は介護者運転の時
身体障害者手帳	
身体障害者手帳	第2種 本人運転

★注意★ 手帳の期限日又は申請した日から2回目の誕生日までが有効期間となります。
更新の案内は福祉課から行いませんので、ご自身にて管理をお願いします。

(5) NHK放送受信料の免除（減免基準の証明を行います）

◎申請に必要なもの ①障害者手帳 ②印鑑（認め印可）

対象	全額免除 （障がい者の方を世帯構成員に有する場合）	半額免除 （障がい者本人が、世帯主で受信契約者の場合）
身体障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚、聴覚障がい者 重度の身体障がい者（1、2級）
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の知的障がい者（療育手帳A）
精神障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の精神障がい者（1級）

じどうしゃぜい げんめん げんめん しょうめいしょ はっこう
(6) 自動車税の減免 (減免のための証明書発行)

普通車(ふつうしゃ)の減免(げんめん)については県(けん) (県税(けんぜい)・総務事務所(そうむじむしょ))、軽自動車(けいじどうしゃ)は市(し) (税務課(ぜいむか)) での手続き(てつづ)になります。その手続き(てつづ)に必要な減免申請理由証明書(ひつよう げんめんしんせいりゆうしょうめいしょ) (自動車税種別割(じどうしゃぜいしゅべつわり) 自動車税環境性能割(じどうしゃぜいかんきょうせいのわり))、生計同一証明書(せいけいどういつしょうめいしょ) (軽自動車税(けいじどうしゃぜい) 軽減(こうげん))の交付(こうふ)を行います(おこな)。

しんせい ひつよう
◎申請(しんせい)に必要なもの(ひつようなもの)

① 障がい者本人(しょうがいしゃ じん)が運転(うんてん)する場合(ばあい)

- 身体障害者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)又は療育手帳(りょういくてちょう)
- 自動車検査証(じどうしゃけんさしょう)又は軽自動車届出済証(けいじどうしゃとけだすみしょう)
- 運転免許証(うんてんめんきょしょう)
- 納税通知書(のうぜいつうちしょ)

※福祉課(ふくしか)での手続き(てつづ)は必要(ひつよう)ありません。県(けん) (県税(けんぜい)・総務事務所(そうむじむしょ)) 又は市(し) (税務課(ぜいむか)) にて、減免(げんめん)の手続き(てつづ)をお願いします(ねが)。

② 障がい者(しょうがいしゃ) (児(こ)) の方(かた)のために、介護者(かいごしゃ)が運転(うんてん)する場合(ばあい)

ア (ア) ~ (エ) のいずれか

(ア) 通学(つうがく) (通所(つうじょ)) 証明書(しょうめいしょ)

<通学(つうがく)> 幼稚園(ようちえん) 小中学校(しょうちゅうがっこう) 高等学校(こうとうがっこう) 大学(だいがく) 特別支援学校(とくべつしえんがっこう) など

<通所(つうじょ)> 保育所(ほいくしょ) 障害児通所支援事業実施施設(しょうがいこどもつうじょしえんじぎょうじっしせつ) 障がい福祉サービス事業実施施設(しょうがいふくしかーびすじぎょうじっしせつ) など

(イ) 通院証明書(つういんしょうめいしょ) (毎週(まいしゅう) 1回(かい)以上(いじょう) 自宅(じたく)から医療機関(いりょうきかん)へ通(かよ)っている証明(しょうめい))

(ウ) 生業(せいぎょう)などの証明書(しょうめいしょ) (仕事(しごと)をするため(ため)、会社(かいしゃ)等(ら)へ通(かよ)っている証明(しょうめい))

(エ) 在宅(ざいたく)処遇(こ)に関する(にかんする)証明書(しょうめいしょ) (施設(しせつ)入所(にゅうじょ)などで、特別(とくべつ)な事情(じじょう)により、毎週(まいしゅう) 1回(かい)以上(いじょう)自宅(じたく)から施設(しせつ)まで(まで)の間(あいだ)を送迎(そうげい)が必要(ひつよう)であること(こと)の証明(しょうめい))

※各証明書(かくしょうめいしょ)様式(ようしき)は、福祉課(ふくしか)にあります。

※証明期間(しょうめいきかん)は、半年(はんねん)以上(いじょう) 1年(ねん)以内(いらい)となります。

※通院証明(つういんしょうめい)は、整骨院(せいこついん)などの場合(ばあい)、処方(しやほう)医療機関(いりょうきかん)の証明(しょうめい)となります。整骨院(せいこついん)などの名称(めいしょう)は、その他欄(たらん)に記入(きじゅう)します。

イ 障がい者本人(しょうがいしゃ じん)名義(なぎ)の自動車検査証(じどうしゃけんさしょう)又は軽自動車届出済証(けいじどうしゃとけだすみしょう) (環境性能割減免申請(かんきょうせいのわりげんめんしんせい)の場合は(ばあい)不要(ふよう))

療育手帳A所持者(りょういくてちょう しよじしや)で、18歳未(さい)満(まん)の身体障がい者(しんたいしょうがいしゃ)の場合は、保護者(ほごしや)名義(なぎ)。

療育手帳B-1、B-2所持者(りょういくてちょう しよじしや)のうち、特別支援学校通学中(とくべつしえんがっこうつうがくちゅう)の場合は、保護者(ほごしや)名義(なぎ)。

★注意(ちゅうい)★ 卒業(そつぎょう)後は減免(げんめん)されません。

ウ 身体障害者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)又は療育手帳(りょういくてちょう)

減免(げんめん)を受けられる等級(とうきゅう)であること (P37参照(さんしょう))。

エ 住民票(じゅうみんひょう)又は戸籍(こせき)

障がい者と運転者(うんてんしゃ)との関係(かんけい)が確認(かくにん)できる書類(しょるい)。

オ 運転免許証(うんてんめんきょしょう)

障がい者と生計(せいけい)を一(いつ)にする配偶者(はいぐわしや)又は6親等(はいろくしんとう)以内(いらい)の血族(けつぞく)、もしくは3親等(さんとう)以内(いらい)の姻族(いんぞく)のもの。

2 医療費の助成制度

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係 北郷町地域振興センター住民係 南郷町地域振興センター住民係
 ☎0987-31-1130 ☎0987-55-2111 ☎0987-64-1113

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成制度（医療費の自己負担分を助成する制度）

対象	内容
ア 身体障害者手帳 1、2、3級の方	<p><入院> 1月あたりの医療費（調剤含む）が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成。</p> <p><通院> 1月あたり1診療報酬明細（1医療機関（病院ごと））の医療費が500円を超えた場合、その超えた額を助成。</p>
イ 療育手帳Aの方	<p>薬局での薬（処方箋医薬品）代については、助成対象者の負担なし。</p>

- ★注意★
- ・ 中学校卒業までは、こども医療費の助成が優先適用となります。
 - ・ ほかの医療費助成制度が優先適用となります。
 - ・ 本人及び配偶者・扶養義務者に所得制限があります。
 - ・ 助成対象になるのは、健康保険対象となる医療費の自己負担分です。
健康保険対象外の診療（高額療養費・保険附加給付・入院食事療養費・文書料・保険料・予防接種など）は含まれません。

助成方法

【県内での入院の場合】

医療機関窓口で、受給資格者証を提示してください。
 退院時に医療機関から請求される保険内の医療費請求額が1月1,000円になります。

【県内での通院の場合】

医療機関窓口で、受給資格者証を提示してください。
 医療機関ごとに、請求される保険内の医療費請求額が1月500円（上限）になります。
 （例）1月に3か所の医療機関に通院した場合、1月の自己負担額は1,500円（上限）になります。
 ※薬局での薬（処方箋医薬品）代については、助成対象者の負担はありません。

【県外での入院及び外来の場合】

次のいずれかの方法で申請してください。登録されている口座へ助成金が振り込まれます。
 ※診療翌月から起算して1年を経過したものは申請することができません。
 ① 1月分の領収書（診療点数などが記載されているもの）を医療費助成申請書と一緒に福祉課窓口へ提出。
 ② 医療費助成申請書の下部（太黒枠内）に医療機関で1月分の医療費の証明をもらってから、福祉課窓口へ提出。

締切日

診療月の翌月以降、毎月1日～15日。

振込日

福祉課窓口へ申請書を提出した翌月の15日。

※入院があった時や、高額療養費などが発生した時は、振込が遅くなります。

高額療養費

受給者証を使って入院・通院をした月の医療費に対して高額療養費などが発生した場合は、福祉課が直接受領させていただくため、委任状（同意書）の提出が必要となります。

(2) 自立支援医療

① 更生医療・育成医療

◎ 申請に必要なもの

- ア 給付意見書（指定自立支援医療機関の医師が作成したもの）
- イ マイナンバーカード（お持ちでない方は加入保険資格確認証）
- ウ 特定疾病療養受療証 ※人工透析のみ。加入している保険者の窓口が発行します。
- エ 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合

	対象	内容
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、心臓手術や人工透析などを行う方。 ※身体障害者手帳を持っていない方も、手帳との同時申請にて申請することができます。	生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり機能を回復するために、県が指定する医療機関で受けた必要な治療の費用を助成します。所得の状況に応じて自己負担があります。
育成医療	18歳未満の身体に障がいを持つ児童	県などが指定する医療機関において受けた必要な治療の費用を助成します。なお、保護者の所得状況に応じて自己負担があります。

② 精神通院医療

◎ 申請に必要なもの

- ア 診断書（指定自立支援医療機関の医師が作成したもの）
- イ マイナンバーカード（お持ちでない方は加入保険資格確認証）
- ウ 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合

対象	内容
精神疾患を有する方	県が指定する医療機関において受けた必要な治療の費用を助成します。支給認定の有効期間は1年以内となります。再認定の申請は、有効期限の3か月前からできます。

③ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担

指定自立支援医療機関で治療する場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。

生活保護	市町村民税非課税		市町村民税課税		
	低1	低2	中間1	中間2	一定以上
	収入80万円以下	収入80万円を超える	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担上限額		公費負担対象外
			5,000円	10,000円	
			重度かつ継続の場合 (R9.3.31 まで)		20,000円
			5,000円	10,000円	

(3) その他の医療

後期高齢者医療制度

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市市民生活部市民課保険係

☎0987-31-1126

対象

ア 75歳以上の方

イ 65歳以上75歳未満の健康保険加入者で、次のいずれかにあてはまる方

(ア) 身体障害者手帳の3級以上

(イ) 身体障害者手帳の音声、言語、そしゃく機能障がいの4級

(ウ) 身体障害者手帳の下肢機能障がいで4級の1号、3号又は4号

(エ) 療育手帳のA判定

(オ) 精神障害者保健福祉手帳の2級以上

(カ) 障害基礎年金の2級以上

内容

後期高齢者医療制度は通常75歳以上の方に適用されますが、上記イにあてはまる方は後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入者は、医療費の自己負担割合が1割（一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者の方は3割）になります。



3 その他の制度

(1) 市役所窓口にて対応している制度 ※申請に必要なものは、各窓口にお尋ねください。

制度	対象	内容	窓口
障がい者福祉バスの利用	障がい者で構成する団体、福祉事務所及び社会福祉協議会の育成団体など。	障がい者団体などが野外行事をしたり、イベントや福祉大会などに参加したりするときの交通手段として、車イスのまま乗れるリフト付きの福祉バスを運行しています。	福祉課
おもいやり駐車場利用証の交付	P38をご覧ください。	施設の障がい者等用駐車場を適正に利用していただくため、駐車場を設置する事業所などに協力をいただき、本当に必要な方のために駐車スペースを確保する制度です。	福祉課
「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の交付	「ヘルプマーク」 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、難病や高次脳機能障がいのある方などで、周りからの援助や配慮を必要としている方。	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方のために、普段から身につけて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるものです。	福祉課
	「ヘルプカード」 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人及び病人等であって、周りからの援助や配慮を必要としている方。	障がいのある方、高齢者及び妊産婦等の方で、「自ら「困った」と伝えられない方のために、普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の方への配慮や手助けをお願いしやすくするものです。	
郵便による投票	①1・2級の両下肢、体幹又は移動機能障害のある方 ②1級又は3級の心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸機能障害のある方 ③1級～3級の肝臓、免疫機能障害のある方	選挙の際、自宅で郵便による投票をすることができます。事前に郵便等投票証明書を受け、それを添えて投票日の4日前までに投票用紙の請求をして投票日までに到着するよう郵送してください。	選挙管理委員会

(2) 市役所以外で行われている制度 ※申請に必要なものは、各お問い合わせ先にお尋ねください。

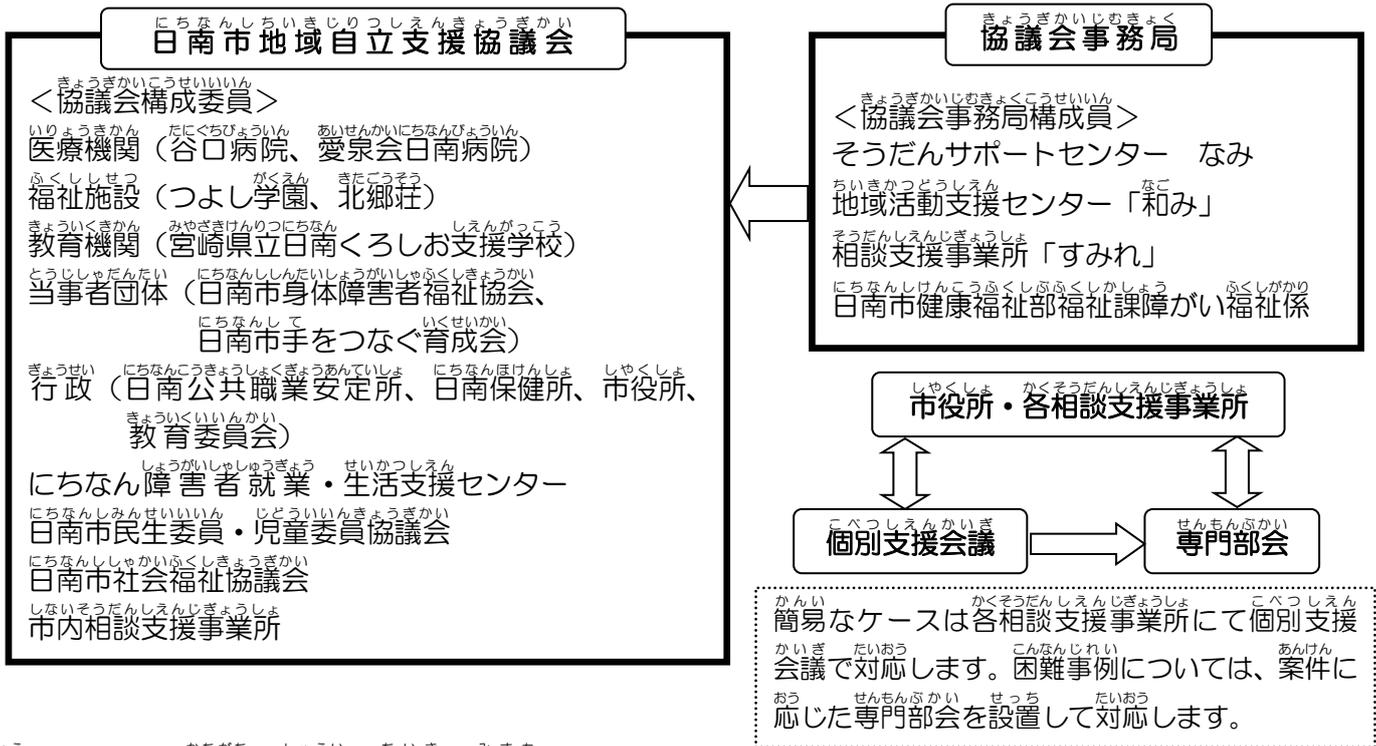
制度	対象	内容	お問い合わせ
カーフェリー 運賃の割引	身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方	船会社によって割引制度が異なりますので、事前に船会社にお尋ねください。	各船会社
障害者等の 非課税貯蓄制度 (マル優、特別マル優制度)	身体障害者手帳の交付を受けている方や障害年金を受けている方など一定の要件を満たす障がい者など	障害者等の少額預金の利子所得等(マル優)及び少額公債の利子(特別マル優)が非課税となります。	各金融機関
自動車駐車禁止 除外指定車の 標章の交付	歩行困難な身体障がい者又は重度の知的障がい者で手帳を持っている方	歩行が困難な方などが使用する車両は、駐車禁止規制の対象から除外されます。 ※障がいの区分・等級により除外されないこともあります。	日南警察署 交通課 (手帳・印鑑 などが必要です)
番号無料案内 (ふれあい案内)	①身体障害者手帳を持っており、視覚障がい、肢体不自由(上肢、体幹、運動機能障がい1、2級)、聴覚障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいの方 ②療育手帳を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳を持っている方	番号案内(104番)の料金が無料になります。ご利用の際は事前登録が必要です。	日本電信電話 株式会社 (NTT)
携帯電話の 割引	身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方	基本料金などが割引になります。携帯電話会社によってサービスの内容が異なります。	各携帯電話 会社
自動車事故 被害者への 支援制度	自動車事故により重度な後遺障がいが残った方	介護料の支給、短期入院・短期入所費用の助成、交通遺児等への生活資金貸与などの支援制度があります。	独立行政法人 自動車事故 対策機構(ナ スバ)

C 福祉サービスのあれこれ

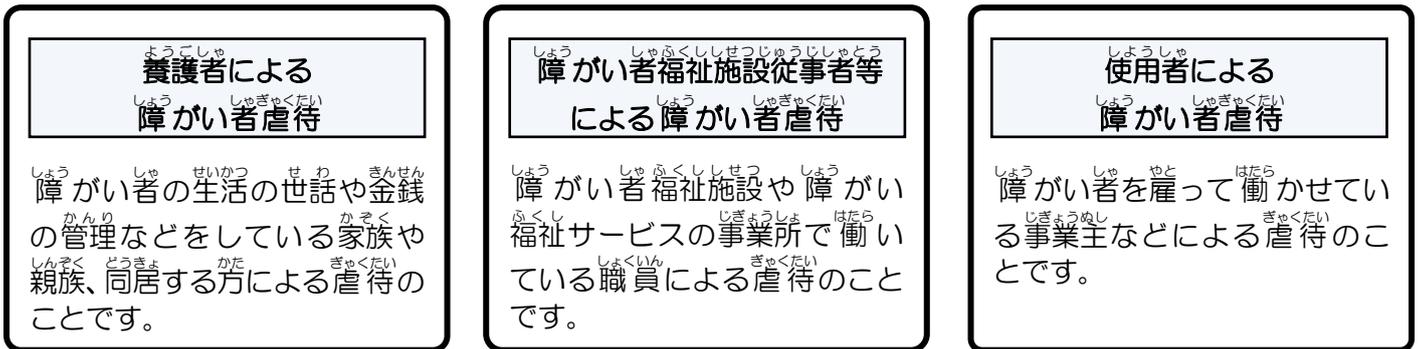
<安全・安心に暮らせる地域づくり>

【日南市地域自立支援協議会】

障がいのある方が安全・安心に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、課題解決に向け協議を行うための集まりです。市内の相談支援事業所が事務局となって障がい福祉関係機関との橋渡しを行い、解決に向けたケース会議を主催します。



障がいのある方々を周囲や地域で見守りましょう



障がい者の虐待は身近なところで起こりますが、密室性が高く、表面化しにくいという特徴があります。障がい者が安心して生活が送れるように周囲や地域で障がい者を見守りましょう。

虐待だと思ったら、日南市障がい者虐待防止センター（福祉課障がい福祉係）に通報・相談してください。※通報する義務があります。プライバシーは守られます。

養護者や家族の方々も休息が必要です

障がい者の介護をする場合は、家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう（例：短期入所や通所サービスなど）。

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係 北郷町地域振興センター住民係 南郷町地域振興センター住民係
 ☎0987-31-1130 ☎0987-55-2111 ☎0987-64-1113

<自立に向けた福祉サービスとは？>

1 在宅や外出の応援をします

訪問系・その他サービス 在宅で訪問等により利用できるサービスです。

サービスの名称	内容	給付の種類	該当ページ
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	介護給付費	P28 P29
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。		
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）につき、外出時において、障がい者（児）に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行います。		
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）であって、常時介護を要するものにつき、障がい者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。		
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。		
重度障害者等包括支援	重度の障がい者（児）に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。	地域生活支援事業	P31
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援します。		
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。		
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。		

★注意★ サービス利用にあたり、介護保険事業を優先する場合があります。

2 日中の応援（就労、生活訓練、預かり、お世話）をします

日中活動系サービス 施設で昼間の活動を支援するサービスです。

サービスの名称	内容	給付の種類	該当ページ
療養介護	病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	介護給付費	
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、軽作業などの生活活動や、創作活動の機会を提供します。		
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練その他の必要な支援を行います。		
自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。		
自立訓練 (生活訓練)	日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。		
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。		
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	訓練等 給付費	P28 P29
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。		
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労された障がいのある方の就労継続を図るため、日常生活等を営む上での相談等の必要な支援を行います。		
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営むうえで、さまざまな問題に対する家族等の支援が見込めない方の援助を行います。		
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。		
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	障害児通所 支援	
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。		
地域活動支援 センターⅠ・Ⅲ型	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、便宜を図ります。		
日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図り、障がいのある方の日中における活動の場（事業所での預かり・見守り）を確保します。	地域生活 支援事業	P31

★注意★ サービス利用にあたり、介護保険事業を優先する場合があります。

3 住まいの応援をします

居住系サービス 住居や入所施設で住まいの場として利用できるサービスです。

サービスの名称	内容	給付の種類	該当ページ
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	介護給付費	P28 P29
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	訓練等給付費	

★注意★ サービス利用にあたり、介護保険事業を優先する場合があります。

4 暮らしの応援をします

事業名	対象	給付の種類	該当ページ
補装具費	日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入、借受け、修理にかかる費用を支給します。 (例) 義肢、車いす、盲人安全つえ、補聴器など	補装具費	P30 P41
日常生活用具 給付事業	障がいのある方に、日常生活が円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活の便宜を図るための用具を給付します。 (例) 入浴補助用具、ストーマ装具、紙おむつなど	地域生活 支援事業	P32 P39 P40 P41
自動車運転免許 取得助成事業	身体に障がいのある方が自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要する費用を助成します。 ※自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2以内。 上限10万円。		
自動車改造助成 事業	身体に障がいのある方が自動車を改造する場合、改造に要する費用を助成します。 ※自動車改造に直接要した費用。上限10万円。		

★注意★ サービス利用にあたり、介護保険事業を優先する場合があります。

<福祉サービスが決まったら、福祉課に申請しましょう>

1 自立支援給付及び障害児通所支援の申請と利用者負担

(1) 介護給付・訓練等給付費及び障害児通所支援

【介護給付費】居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

【訓練等給付費】宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

【障害児通所支援】児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

1 申請

<申請に必要なもの>

①障害者手帳又はそれに準ずるもの

②個人番号（マイナンバー）

③印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合

【施設入所支援利用の方】

④本人の収入が分かるもの（年金振込通知書又は振込先の通帳（直近まで記帳したもの））

⑤租税・社会保険料の領収書など

【療養介護利用の方】

④本人の収入が分かるもの（年金振込通知書又は振込先の通帳（直近まで記帳したもの））

⑤租税・社会保険料の領収書など

⑥限度額認定証



2 利用計画案の提出依頼

福祉課から利用者等に対してサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を依頼します。利用者等は相談支援事業所（P1参照）と契約をして利用計画案を作成してもらいます。

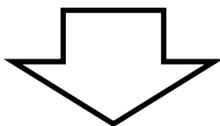


3 障害支援区分認定調査

①申請後に、認定調査員が利用者等の心身の状況やその置かれている環境などについて調査をします（80項目の調査、障がい児の場合は5領域11項目の調査）。

※調査では、家族等の支援者にお聞きする場合があります。

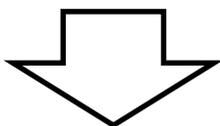
②利用者が介護給付費、共同生活援助（介護有）の障がい福祉サービスを利用するときは、障害支援区分の認定が必要なため、福祉課から医療機関に対して医師意見書を依頼する場合があります。



4 障害支援区分の認定・支給決定

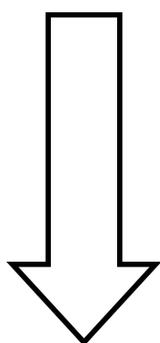
- ① 日南申間地域障害支援区分等認定審査会にて、利用者の障害支援区分が決定します。
★注意★ 障害支援区分の段階によって、使えないサービスがあります。
- ② 指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を提出していただき、支給決定をします。
- ③ 支給決定後、利用者等へ受給者証を交付します。

【障害支援区分とは】 障がい者に対する障がい福祉サービスの必要度を表す6段階の区分です（非該当、区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。認定の有効期間は3年を基本とし、審査会の意見により3か月以上3年以下で認定されます。障害支援区分の認定が必要な方は、18歳以上の障がい者を対象とした「介護給付費、共同生活援助（介護有）」のサービスを利用される方です。



5 契約・サービス利用

- ① 受給者証が届いたら指定障がい福祉サービス事業者等（P4～12参照）と契約をします。
- ② サービスの利用が可能となります。
- ③ 障がい福祉サービスを利用すると、費用の1割を利用者負担額として負担していただきます。
※ 障がい福祉サービスの利用者負担額は、世帯の市町村民税にに応じて負担上限月額が設定されます。



世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する障がい児で、所得割額28万円未満	4,600円
	居宅で生活する障がい者又は20歳未満の施設入所者で、所得割額16万円（障がい児及び20歳未満の施設入所者は28万円）未満	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当しないもの）	37,200円

6 サービスの見直し

- ① 体の具合や生活環境が変わったとき、サービスの見直しを行いますので、指定特定相談支援事業者にご相談してください。
- ② 受給者証に、決定したサービスの有効期限が書いてあります。有効期限が来る前にサービスの更新手続きが必要になりますので、指定特定相談支援事業者にご相談してください。

(2) 補装具費 ※代表的なものはP41をご覧ください。

補装具は、失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期にわたり継続して使用される用具です。補装具を必要とする身体障害者（児）に対し、補装具費の支給（購入、修理）を行います。

◎申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳
- ② 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- ③ 医師作成の意見書、処方箋（該当補装具のみ）
- ④ 個人番号（マイナンバー）

<利用者負担> ※原則1割負担。購入金額が基準額を超えた場合、超えた部分は自己負担となります。

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯（障害児）	37,200円
	市町村民税課税世帯（障害者）	障がい者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満

～補装具交付までの流れ（補聴器を購入する場合）～

- ① 福祉課で申請をします。
- ② 福祉課から宮崎県身体障害者相談センターに、補装具支給の要否について判定依頼をします。
- ③ 宮崎県身体障害者相談センターから福祉課に判定結果が届きます。
- ④ 福祉課から業者に見積依頼をします。
- ⑤ 福祉課から申請者に支給決定通知書を送付します。
- ⑥ 申請者は支給決定通知書が届いたら、業者に補装具の製作依頼をします。
- ⑦ 業者から補装具を受け取ります。その際、自己負担分があればお支払いください。

- ★注意★
- ・ 支給決定前に購入した場合は給付の対象になりませんのでご注意ください。
 - ・ 補装具の種類によっては、宮崎県身体障害者相談センターに来所が必要な場合があるなど、交付までの流れが異なります。
 - ・ 障がい児（18歳未満）は、全ての補装具購入について医師作成の意見書が必要です。なお、種類によって処方箋も必要な場合があります。
 - ・ 介護保険制度が優先となります。
 - ・ 難病の方に対する補装具の給付もあります。詳しくは福祉課にお尋ねください。

2 地域生活支援事業の申請と利用者負担

- (1) 意思疎通支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、地域活動支援センター I・Ⅲ型、日中一時支援事業

◎申請に必要なもの

- ① 障害者手帳又はそれに準ずるもの
- ② 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- ③ 個人番号（マイナンバー）※意思疎通支援事業を除く

事業名	対象
意思疎通支援事業	【障がい者・障がい児】 耳や言葉が不自由で、外出先などで意思の疎通が困難な方（聴覚、音声機能、言語機能の障がいのある方）※事前登録が必要です。登録窓口は福祉課です。
移動支援事業	【障がい者・障がい児】 ① 屋外での移動に著しい制限のある知的障がい者又は精神障がい者（障がい児にあってはこれに相当する者）。ただし、行動援護の支給決定を受けている者を除く。 ② 視覚障がいもしくは肢体不自由により身体障害者手帳1、2級を所持している身体障がい者。ただし、肢体不自由者については移動、排泄、食事のいずれにも何らかの介助を必要とする者（障がい児にあってはこれに相当する者）。ただし、重度訪問介護の支給決定をされた場合は除く。
訪問入浴サービス事業	【障がい者】 次のいずれにも該当する者 ① 自力で入浴することが困難な者 ② 常時臥床又はそれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難な者 ③ ホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者
地域活動支援センター I・Ⅲ型	【障がい者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得者あるいは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得の対象に準ずる障がいのある市内居住者。 ※事業所と利用者の直接契約になるため、福祉課への申請は必要ありません。
日中一時支援事業	【障がい者・障がい児】 日中一時支援区分調査において、日中一時支援区分が「区分1」以上の者

※サービス利用にあたり、介護保険事業を優先する場合があります。

<利用者負担> ※サービスの種類により、食費などは自己負担となります。

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する障がい児(所得割額28万円未満)	4,600円
	居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者(所得割額16万円未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当しないもの)	37,200円

(2) 日常生活用具給付事業 ※代表的なものはP39～P41をご覧ください。

◎申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- ③ 商品カタログ（コピー可）
- ④ 個人番号（マイナンバー）

<利用者負担> ※原則1割負担。購入金額が基準額を超えた場合、超えた部分は自己負担となります。

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯（障害児）	37,200円
	市町村民税課税世帯（障害者） 障がい者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円

～用具交付までの流れ～

- ① 福祉課で申請をします。
- ② 福祉課から、業者に見積依頼をします。
- ③ 福祉課から、申請者に給付決定通知書を送付します。
- ④ 申請者は給付決定通知書が届いたら、業者に用具を発注します。
- ⑤ 業者から用具を受け取ります。その際、自己負担分があればお支払いください。

- ★注意★
- ・ 給付決定前に購入した場合は給付の対象になりませんので、ご注意ください。
 - ・ 介護保険制度が優先となります。
 - ・ 難病の方に対する日常生活用具の給付もあります。

(3) 自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業

◎自動車運転免許取得助成事業

対象 身体障害者手帳1級から3級の方、もしくは、身体障害者手帳4級以下の方で、運転免許証にハンドル、ブレーキ、アクセルなどに関する条件の記載がある方。

助成額 自動車教習所の授業料の2/3の額又は10万円のいずれか低い方。

◎自動車改造助成事業

対象 身体障害者手帳1級から4級の方で、運転免許証にハンドル、ブレーキ、アクセルなどに関する条件の記載がある方。

助成額 10万円以内

- ★注意★
- ・ 免許取得後や改造後の申請は認められません。
 - ・ 世帯の所得状況によっては助成できない場合があります。

D いろいろな年金・手当など

【お問い合わせ・申請窓口】

にちなんししみんせいかつぶしみんかねんきんがかり
日南市市民生活部市民課年金係

みやぎきねんきんじむしょ
宮崎年金事務所

☎0987-31-1127

☎0985-52-2111 (代表)

1 障害基礎年金

対象	内容
<p>(1) 障がいの原因となった病気やケガの初診日(初めて診察を受けた日)に</p> <p>① 国民年金に加入している方。</p> <p>② 国民年金に加入したことがある 60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所のある方(ただし、老齢基礎年金の未請求者に限りません)。</p> <p>①、②のいずれかで、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間のうち、保険料納付期間と免除期間を合わせて3分の2以上あることが必要です(初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がなければよいことになっています)。</p> <p>(2) 障がいの原因となった病気やケガの初診日が20歳前にある方(所得制限があります)。</p>	<p>国民年金加入中に、病気やケガで障がいが残ったとき、又は20歳前に障がいの状態になった場合に支給される年金です。</p> <p><支給額> (令和7年度)</p> <p>1級 1,039,625円(年額)</p> <p>2級 831,700円(年額)</p> <p>※年金の等級と障害者手帳の等級は一致しません。</p> <p>※厚生年金加入中に初診日がある時は、年金事務所での手続きとなります。</p>

2 特別障害給付金

対象	内容
<p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者など(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者</p> <p>(1)又は(2)の方で、当時、任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。</p> <p>ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。</p>	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がい者の方に給付金が支給されます(所得制限があります)。</p> <p><支給額> (令和7年度)</p> <p>障害基礎年金1級相当 56,850円(月額)</p> <p>障害基礎年金2級相当 45,480円(月額)</p>

【お問い合わせ・申請窓口】

日南市健康福祉部福祉課障がい福祉係

北郷町地域振興センター住民係

南郷町地域振興センター住民係

☎0987-31-1130

☎0987-55-2111

☎0987-64-1113

3 特別児童扶養手当

◎申請に必要なもの

(1) 戸籍謄本

- ・請求者及び対象児童のもの
- ・発行の日から1か月以内のもの

(2) 住民票

- ・請求者及び対象児童が含まれる世帯全員のもので、本籍及び続柄も記載されていること
- ・発行の日から1か月以内のもの

※請求者の控除対象者で、同じ住民票でない方の分も必要です。

(3) 特別児童扶養手当認定診断書

- ・指定の用紙にて専門医が作成したもの
- ・診断書作成の月が、提出日の属する月又はその前月作成のものであること

※診断書の内容により認定の判断を行うため、却下になる場合もあります。

※身体障害者手帳又は療育手帳の等級によっては、診断書を省略できる場合もあります。

(4) 印鑑（認め印可） ※代理人が申請する場合

(5) 身体障害者手帳又は療育手帳 ※持っている方のみ

(6) 預金通帳

口座預入のため、受給者本人（保護者）名義のもの（漁協以外）

(7) 個人番号（マイナンバー）

対象	内容
<p>次の①～③のいずれかにあてはまる方で、心身に障がいがあり、日常生活が困難な20歳未満の児童を監護・養育している方（所得制限あり）。</p> <p>①身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部の障がい児を養育している方</p> <p>②療育手帳A、B1の障がい児を養育している方</p> <p>③上記①、②と同程度の障がいがある児童を養育している方</p>	<p>精神、知的又は身体障がい等で、支給要件を満たす20歳未満の児童を監護している父、母又は父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。</p> <p><支給額>（令和7年4月現在）</p> <p>1級 56,800円</p> <p>2級 37,830円</p> <p>申請した翌月から支給対象になり、4月、8月、11月に、4か月分がまとめて支払われます。</p>

4 重度心身障がい児年金

◎申請に必要なもの

- (1) 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄も記載されていること）
- (2) 児童の身体障害者手帳又は療育手帳 ※持っている方のみ
- (3) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- (4) 通帳（特別児童扶養手当受給者名義のもの）

対象	内容
<p>次のすべてに該当している方。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日南市に引き続き1年以上居住していること ② 特別児童扶養手当の受給者であること ③ 児童福祉施設などに入所していないこと ④ 障がい児が20歳未満であること 	<p>精神又は身体に重度の障がいのある児童を監護している父、母又はその養育者に対し支給される日南市の制度です。</p> <p><支給額>（令和7年4月現在）</p> <p style="text-align: center;">2,000円（月額）</p> <p>申請した翌月から支給対象となります。9月末と3月末にそれぞれ当月分までをまとめて、口座振込にて支払います。市で認定手続きを行い、証書を交付します。</p>

5 特別障害者手当

◎申請に必要なもの

- (1) 認定請求書
- (2) 認定診断書 ※診断書の内容により認定の判断を行うため、却下になる場合もあります。
- (3) 同意書
- (4) 所得状況届
- (5) 本人名義の通帳
- (6) 身体障害者手帳又は療育手帳 ※持っている方のみ
- (7) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- (8) 個人番号（マイナンバー）
- (9) 年金証書 ※年金を受給されている方のみ

対象	内容
<p>20歳以上で、おおむね身体障害者手帳1級程度の障がいがある方で、特別の介護が必要な在宅の方（所得制限あり）。ただし、次の場合は手当が受けられません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受給対象者、配偶者又は扶養義務者の前年の所得額が基準額以上の場合 ② 障害者支援施設や養護老人ホームなどに入所している場合 ③ 病院又は老人保健施設などに3か月を超えて入院、入所している場合 	<p>20歳以上の在宅者で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する方に対して支給される手当です。</p> <p><支給額>（令和7年4月現在）</p> <p style="text-align: center;">29,590円（月額）</p> <p>申請した翌月から支給対象になり、2月、5月、8月、11月に支払われます。</p>

6 しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

◎申請に必要なもの

- (1) 認定請求書
- (2) 認定診断書 ※診断書の内容により認定の判断を行うため、却下になる場合もあります。
- (3) 同意書
- (4) 所得状況届
- (5) 本人名義の通帳
- (6) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (7) 印鑑（認め印可）※代理人が申請する場合
- (8) 個人番号（マイナンバー）

対象	内容
<p>次の①～③のいずれかに該当する方（所得制限あり）。</p> <p>①特に重度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする方</p> <p>②特に重度の内部機能障がいがあり、長期にわたり安静を必要とする病状で、日常生活において常時の介護を必要とする方</p> <p>③重度の身体障がい・知的障がい・精神障がい重複する方で、日常生活において常時介護を必要とする方</p> <p>ただし、次の場合は手当が受けられません。</p> <p>ア 受給対象者及びその扶養義務者の前年の所得が基準額以上の場合</p> <p>イ 障がい児本人が障がいを支給理由とする年金給付を受けている場合</p> <p>ウ 障がい児本人が施設に入所している場合</p>	<p>身体・知的・精神に重度で継続する障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>特別児童扶養手当との併給が可能です。</p> <p><支給額>（令和7年4月現在） 16,100円（月額）</p> <p>申請した翌月から支給対象になり、2月、5月、8月、11月に支払われます。</p>

7 しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいどかにゆうかけきん じよせい 心身障害者扶養共済制度加入掛金の助成

対象	内容
<p>次の（1）～（3）の方を扶養している64歳までの健康な方。</p> <p>（1）知的障がい者</p> <p>（2）身体障がい者（1級から3級）</p> <p>（3）精神又は身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が（1）、（2）に掲げるものと同程度の方</p>	<p>加入者（保護者）が死亡又は重度障害になったときに、障がいのある方に毎月2万円が生産にわたって支給されます（2口加入の場合は4万円）。</p> <p>市では加入者基本額（1口目のみ）の1/2を助成しています。</p> <p><掛金の金額> 加入時の年齢によって掛金の金額が決まります（掛金の減額・免除の制度があります）。</p>

E 各種資料

1 自動車税の減免の対象となる障がいの程度

【身体障害者手帳】をお持ちの方

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障がい	1級～3級及び4級の1	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る）	
上肢不自由（上肢機能障がい）	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る）	
下肢不自由（下肢機能障がい）	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障がい）	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい【上肢機能】	1級及び2級（両上肢に障がいがある者に限る）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい【移動機能】	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい	1級及び3級	
じん臓機能障がい	1級及び3級	
呼吸器機能障がい	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
小腸の機能障がい	1級及び3級	
ヒト免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	
併合障がい	1級～4級	1級～3級

【療育手帳】をお持ちの方

障がいの区分	障がいの程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
知的障がい	総合判定 A	総合判定A（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む）

【精神障害者保健福祉手帳】をお持ちの方

障がいの区分	障がいの等級	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
精神障がい	1級	1級 ※申請窓口は日南保健所

2 おもいやりちゅうしゃじょうようしょう こうふたいしょう 駐車場利用証の交付対象

区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間		
視覚障がい		4級以上	身体障害者手帳	交付基準に該当しなくなるまで		
平衡機能障がい		5級以上				
肢体不自由	上肢	2級以上				
	下肢	6級以上				
	体幹	5級以上				
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	2級以上				
	移動	6級以上				
心臓機能障がい		4級以上				
じん臓機能障がい						
呼吸器機能障がい						
膀胱または直腸機能障がい						
小腸機能障がい						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい						
肝臓機能障がい						
知的障がい者		A	療育手帳			
精神障がい者		1級	精神障害者保健福祉手帳			
高齢者		要介護2以上	介護保険被保険者証			
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者（児童の場合は小児慢性特定疾病医療受給者）である方、「登録者証」を交付された方	特定医療費（指定難病）受給者証等（小児慢性特定疾病医療受給者証）、登録者証			
妊産婦	単胎児	産前4か月～産後3か月	母子健康手帳	産前4か月～産後3か月		
	多胎児（双子以上）	産前4か月～産後18か月	母子健康手帳（多胎児の人数分）	産前4か月～産後18か月		
けが人等		けが、病気により車いす、杖を使用する方等	医師の診断書等	1年以内の必要な期間		

3 日常生活用具（抜粋）

品目	対象者及び障がい程度	性能	耐用年数	基準額（月額）
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る。）。児童にあっては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度である者及び上記障がいの程度を有している者で、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者（児）。児童にあっては、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢、体幹若しくは内部に障がいを有し、歩行障がいを有する者（児）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	2年	2,266円 （※主体—木材 外装—ニス塗装） 3,090円 （※主体—軽金属 外装—塗装なし）
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、てんかんの発作等により頻りに転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	15,656円 （スポンジ、革を 主材料に製作） 37,852円 （スポンジ、革、 プラスチックを主 材料に製作）
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がい者（児）であって、必要と認められる者（児）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がい者（児）であって、必要と認められる者（児）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	5年	56,400円

品目	対象者及び障がい程度	性能	耐用年数	基準額（月額）
視覚障害者 用ポータブル レコーダー	視覚障がい2級以上。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	A 録音再生機 85,000円 B 再生専用機 35,000円
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児）。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
暗所視支援 めがね 眼鏡	視覚障がい者（児）であって、本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大する者（児）。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	395,000円
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児）。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	5年	71,000円
ストーマ 装具・紙おむ つ等	ストマ造設者、神経障がいによる高度の排尿機能障がい、高度の排便機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障がいを有する者（児）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	—	8,858円 （番便袋） 11,639円 （番尿袋） 12,000円 （紙おむつ）
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに 限る。）を有する者（児）であって障がい等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は 上肢障がい2級以上の者）。児童にあっては、原則として学齢児以上の者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

品目	対象者及び障がい程度	性能	耐用年数	基準額（月額）
外部バッテリー	呼吸器機能障害で人工呼吸器が必要と認められる者（児）若しくは呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者（児）であって、必要と認められる者（児）	人工呼吸器又は電気式たん吸引器の機能を維持するものであって、障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
盲人用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円

4 補装具（抜粋）

障がいの種類	補装具の種類
肢体不自由	義肢装具（義手、義足、下肢、体幹、上肢）、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ ※座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障がい児のみ対象
重度の肢体不自由かつ音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用、コンタクトレンズ、弱視用、遮光用）
聴覚障がい	補聴器

海幸、山幸、人幸。

日南

日南には、幸がある。



日南^{にちなん}市健康福祉部福祉課 障がい福祉係^{しょうがいふくしがかり}

〒887-8585 日南^{にちなん}市中央通一丁目1番地1^{ちゆうめいほんち}

TEL : 0987-31-1130

FAX : 0987-31-0288

北郷^{きたごう}町地域振興センター 住民係^{じゅうみんがかり}

〒889-2402 日南^{にちなん}市北郷^{きたごう}町郷之原^{ごうのほら}乙2010番地1^{ほんち}

TEL : 0987-55-2111

南郷^{なんごう}町地域振興センター 住民係^{じゅうみんがかり}

〒889-3204 日南^{にちなん}市南郷^{なんごう}町中村^{なかむら}乙7051番地25^{ほんち}

TEL : 0987-64-1113

HPアドレス <https://www.city.nichinan.lg.jp>

発行日^{はつこうび} : 令和^{れいわ}7年4月^{ねんがつ}

編集・発行^{へんしゅう} : 日南^{にちなん}市健康福祉部福祉課